

報 道 資 料

令和4年11月22日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、山口
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第269号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第398号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年11月22日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（西和警察署）
- ◎ 対象行政文書：
 - ア 協議議事録（令和2年1月15日）
 - イ 苦情・相談等受理処理票（令和2年〇月〇日）
 - ウ 太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）
 - エ 平群町太陽光発電に伴う自営送電線路構築工事（令和2年7月22日）
 - オ 協議議事録（令和2年9月23日）
 - カ 協議議事録（令和2年10月20日）
 - キ 協議議事録（令和2年10月27日）
 - ク 協議議事録（令和2年10月30日）
 - ケ 協議議事録（令和2年11月6日）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 上記対象行政文書のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、決裁欄の印影の一部、担当者の氏名及び印影並びに協議に出席した警察官の姓
 - イ 上記対象行政文書のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、協議に出席した事業者の職員の氏名
 - ウ 上記対象行政文書のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、協議に出席した自治会の名称及び住民の氏名
 - エ 上記対象行政文書のア、オ、カ、キ、ク及びケのうち、「協議事項」欄の一部及び協議内容の一部
 - オ 上記対象行政文書のアに添付された平群町からの提出文書に係る平面図のうち、工事区間の道路沿いの住民の氏名
 - カ 上記対象行政文書のイのうち、決裁欄の印影の一部、受理者の氏名、「件名」欄の一部、「受理日」欄の一部、「申出者（相談者）」欄の一部、「関係者」欄の一部、「受理内容」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「措置区分（第1次）」欄の一部、「引継日時」欄の一部、「引継所属（担当者）」欄、「記事」欄、「処理経過」欄、「処理結果の概要」欄、「通知日時」欄の一部、「通知方法」欄の一部、「通知先」欄、「通知取扱者（文書発信者名）」欄の一部、「措置区分（第2次）」欄の一部、処理結果確認欄の処理者の氏名及び印影並びに「終結年月日」欄の一部並びに苦情・相談等関係者一覧の一部
 - キ 上記対象行政文書のウのうち、決裁欄の印影の一部
 - ク 上記対象行政文書のウのうち、件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一部並びに受付年月日の一部
 - ケ 上記対象行政文書のエのうち、事業者の職員の氏名
 - コ 上記対象行政文書のエのうち、事業者の相談内容及び警察の回答内容の一部
 - サ 上記対象行政文書のエのうち、写真説明として添付された写真
 - シ 上記対象行政文書のエのうち、住宅地図の写し
 - ス 上記対象行政文書のエのうち、平群町都市計画図5の一部
 - セ 上記対象行政文書のエのうち、交通規制区分の一部
 - ソ 上記対象行政文書のオに添付された自治会からの提出文書
 - タ 上記対象行政文書のカに添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモのうち、件名の一部、「日時」、「場所」及び「参加者」の項の一部並びに本文の一部
 - チ 上記対象行政文書のカに添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモのうち、「協議メモ」の項の一部

- ツ 上記対象行政文書のカに添付された「生駒平群太陽光発電所」に関する説明会のご案内うち、宛名、本文及び申込書の一部
- テ 上記対象行政文書のカに添付された「生駒平群太陽光発電所」に関する説明会のご案内うち、事業者の職員の姓
- ト 上記対象行政文書のキに添付された自治会からの提出文書

- 不開示理由：ア 上記不開示部分のア
 条例第7条第2号に該当
 特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
- イ 上記不開示部分のイ
 条例第7条第2号に該当
 個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため
- ウ 上記不開示部分のウ
 条例第7条第2号に該当
 個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため
 条例第7条第3号に該当
 町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
- エ 上記不開示部分のエ
 条例第7条第3号に該当
 関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無や意見が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
 町道の通行止めに対する同意をしていない自治会からの聴取に関する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
 条例第7条第6号に該当
 警察との協議における中心的な内容に関する情報であって、公にすることにより、協議に出席した自治会との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
 特定の自治会の工事に対する意見を事業者から聴取した情報であって、公にすることにより、警察との協議に出席した当該事業者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
 協議を進める中における警察の取扱い、措置等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況や措置判断が判明するなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- オ 上記不開示部分のオ
 条例第7条第2号に該当
 個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため
- カ 上記不開示部分のカ
 条例第7条第2号に該当
 特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため
 条例第7条第6号に該当
 苦情・相談等の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、申出者（相談者）との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が苦情・相談等を受理するに当たり、詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
 苦情・相談等の取扱い、措置、処理経過等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況や措置判断が判明するなど、当該事務の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがあるため

- キ 上記不開示部分のキ
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
- ク 上記不開示部分のク
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため
条例第7条第6号に該当
苦情・相談等の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、申出者（相談者）との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が苦情・相談等を受理するに当たり、詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ケ 上記不開示部分のケ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため
- コ 上記不開示部分のコ
条例第7条第2号に該当
自治会の総代の姓であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため
条例第7条第3号に該当
事業者からの聴取に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の運営上の地位を害するおそれがあるため
関係する5自治会の町道の通行止めに対する同意の有無が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
条例第7条第6号に該当
相談の受理内容に関する情報であって、公にすることにより、相談者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が相談を受理するに当たり、詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
相談の取扱い、措置等に関する情報であって、公にすることにより、事案の処理状況や措置判断が判明するなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- サ 上記不開示部分のサ
条例第7条第3号に該当
町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域において撮影された写真であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
- シ 上記不開示部分のシ
条例第7条第3号に該当
町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域における道路や当該区域の名称を蛍光顔料を用いて目立たせているものであって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
- ス 上記不開示部分のス
条例第7条第3号に該当
町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域の名称を蛍光顔料を用いて目立たせているものであって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため
- セ 上記不開示部分のセ
条例第7条第3号に該当
町道の通行止めに対する同意をしていない自治会の区域における道路を懸案区間として蛍光顔料を用いて目立たせているものであって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

ソ 上記不開示部分のソ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が警察に提出した文書であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

警察との協議における中心的な内容に関する情報であって、公にすることにより、協議に出席した自治会との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

タ 上記不開示部分のタ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

チ 上記不開示部分のチ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

事業者による説明会において特定の法人について自治会側が発言した内容を当該事業者が取りまとめた情報であって、公にすることにより、当該特定の法人の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

事業者による説明会において特定の法人について自治会側が発言した内容を当該事業者が取りまとめた情報であって、公にすることにより、警察との協議に出席した当該事業者との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ツ 上記不開示部分のツ

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が判明する情報であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

テ 上記不開示部分のテ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるため

ト 上記不開示部分のト

条例第7条第3号に該当

町道の通行止めに対する同意をしていない自治会が警察に提出した文書であって、公にすることにより、当該自治会の運営上の地位を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

警察との協議における中心的な内容に関する情報であって、公にすることにより、協議に出席した自治会との信頼関係を損なうとともに、公になることを懸念して、警察が協議を進める中において詳細な申述を得られなくなるおそれがあるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関は、本件審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分について、開示すべきである。

(別表)

本件行政文書	ページ	開示すべき部分
イ 苦情・相談等受理処理票 (令和2年〇月〇日)	1 ページ	「件名」欄の全て 「苦情・相談の要旨」欄のうち、1行目1文字目から13文字目まで、1行目20文字目から51文字目まで、2行目1文字目から15文字目まで、2行目26文字目から39文字目まで、3行目32文字目から42文字目まで、3行目51文字目及び52文字目、4行目1文字目から10文字目まで、4行目38文字目から53文字目まで並びに5行目全て
	2 ページ	「処理結果の概要」欄の全て
ウ 太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇 (令和2年〇月〇日)	1 ページ	件名の全て 本文のうち、2行目全て、3行目全て、4行目1文字目から29文字目まで、5行目5文字目から35文字目まで、6行目全て、7行目17文字目から35文字目まで、8行目全て、10行目25文字目から35文字目まで、11行目全て、12行目全て、13行目全て及び15行目全て
	2 ページ	「件名」欄の全て 「苦情・相談の要旨」欄のうち、1行目1文字目から13文字目まで、1行目20文字目から51文字目まで、2行目1文字目から15文字目まで、2行目26文字目から39文字目まで、3行目32文字目から42文字目まで、3行目51文字目及び52文字目、4行目1文字目から10文字目まで、4行目38文字目から53文字目まで並びに5行目全て
	3 ページ	「処理結果の概要」欄の全て

◎ 判 断 理 由 :

1 本件行政文書について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項では、道路使用許可について、道路において工事若しくは作業をしようとする者は、所轄警察所長の許可を受けなければならないこととされている。

また、実施機関は、県民等から実施機関に対する要望、意見、苦情、感謝、激励、情報提供、犯罪等による被害の未然防止に関する相談及び警察職員の職務執行に関する苦情の申出等(以下「苦情、相談等」という。)を受理している。実施機関が苦情、相談等を受理した場合は、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱(平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号。以下「要綱」という。)第12条に基づき、実施機関の職員は、苦情・相談等受理処理票を作成しなければならない。

本件行政文書は、平群町におけるメガソーラー施設建設に伴う送電線の地下埋没工事に係る道路使用許可に係る道路管理者、事業者及び地元自治会等の協議議事録等並びに当該道路使用許可に係り受理した苦情、相談等に係る苦情・相談等受理処理票であり、協議に参加した警察職員、事業者の職員及び自治会の住民等の氏名、協議事項及び協議内容並びに苦情相談等の申出者及び関係者の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号、職業、苦情、相談等の要旨及び処理結果等の概要が記載されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、協議議事録や苦情・相談受理処理票等に記載された決裁欄の印影の一部、担当者の氏名及び協議に出席した警察官の姓等の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、協議議事録や協議議事録に添付された協議メモ及び説明会の案内等に記載された事業者の職員の氏名、協議議事録や協議議事録に添付された協議メモ等に記載された自治会の住民の氏名、協議議事録に添付された平面図に記載された工事区間の道路沿いの住民の氏名並びに協議議事録に添付された協議メモに記載された事業者の職員の評価に係る記述について、条例第7条第2号に該当するとして、また、苦情・相談等受理

処理票に記載された苦情、相談等の申出者及び関係者（以下「申出者等」という。）の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号、職業及び苦情、相談等の要旨等並びに太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和２年〇月〇日）に記載された件名の一部や本文の一部等について、条例第７条第２号及び同条第６号に該当するとして不開示にしているのに対し、審査請求人は、実施機関が条例第７条第２号もしくは同条第６号を適用した部分の開示を求めている。

(２) 不開示情報の該当性の判断について

不開示情報の該当性の判断にあたって、審査請求人は、実施機関が条例第７条第２号もしくは同条第６号を適用した部分の開示を求めていることから、条例第７条第３号に該当するとして不開示にしている部分については判断を行わない。

(３) 条例第７条第２号及び第６号について

条例第７条第２号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第６号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(４) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について、条例第７条第２号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第７条第２号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第７条第２号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 事業者の職員の氏名、自治会の住民の氏名並びに工事区間の道路沿いの住民の氏名について

諮問実施機関は、事業者の職員の氏名、自治会の住民の氏名及び工事区間の道路沿いの住民の氏名（以下「事業者の職員等の氏名」という。）について、条例第７条第２号に掲げる情報に該当する旨主張している。

事業者の職員等の氏名は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第７条第２号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

事業者の職員等の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、事業者の職員等の氏名は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事業者の職員の氏名、自治会の住民の氏名並びに工事区間の道路沿いの住民の氏名は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 事業者の特定の職員の評価に係る記述について

事業者の特定の職員の評価に係る記述について、事務局を通じ、諮問実施機関に確認したところ、氏名と一体の個人に関する評価で個人識別性があるため及び特定の個人が誹謗中傷を受けている記述内容であり、開示することで個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号に掲げる情報に該当するとの主張であったため以下検討する。

協議議事録（令和2年10月20日）に添付された町道の通行止めに対する同意をしていない2自治会との協議メモには、当該自治会が事業者の特定の職員について評価している記述が含まれている。事業者の特定の職員の評価に係る記述は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

事業者の特定の職員の評価に係る記述は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、事業者の特定の職員の評価に係る記述は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事業者の特定の職員の評価に係る記述は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

エ 苦情、相談等の申出者等の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号及び職業について

諮問実施機関は、苦情、相談等の申出者等の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号及び職業（以下「氏名等」という。）について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

苦情、相談等の申出者等の氏名等は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

苦情、相談等の申出者等の氏名等は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、事業者の職員の評価に係る記述は、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情、相談等の申出者等の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、電話番号及び職業は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「受理日」欄の一部、「受理内容」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「措置区分（第1次）」欄の一部、「引継日時」欄の一部、「引継所属（担当者）」欄、「記事」欄、「処理経過」欄、「処理結果の概要」欄、「通知日時」欄の一部、「通知方法」欄の一部、「通知先」欄、「通知取扱者（文書発信者名）」欄の一部、「措置区分（第2次）」欄の一部及び「終結年月日」欄の一部について

諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「受理日」欄の一部、「受理内容」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部、「措置区分（第1次）」欄の一部、「引継日時」欄の一部、「引継所属（担当者）」欄、「記事」欄、「処理経過」欄、「処理結果の概要」欄、「通知日時」欄の一部、「通知方法」欄の一部、「通知先」欄、「通知取扱者（文書発信者名）」欄の一部、「措置区分（第2次）」欄の一部及び「終結年月日」欄の一部（以下「件名」欄の一部等という。）について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、当審査会が本件行政文書を見分したところ、「件名」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部及び「処理結果の概要」欄について、当該欄の記述は特定の個人に関する情報ではあるが、当該欄の記述の全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、当審査会が事務局に確認させたところ、平群町におけるメガソーラー施設建設に係る地下埋設工事が予定されていること、それに対して地元で賛否両論があることは本件決定の時点において、公知の事実であったことから、苦情、相談等の申出者等が個人若しくは団体を含めて特定できない範囲で開示する場合には、当該申出者等の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部及び「処理結果の概要」欄について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

また、諮問実施機関は、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

当該行政文書は、実施機関が受理した苦情、相談等に係り実施機関の職員が要項第12条に基づき作成した文書であり、苦情、相談等の事務に係る文書であることから、条例第7条第6号に本文に該当する。

しかしながら、一般的に、工事等の反対者は、反対意思を公にすることが多く、当該工事においても様々な意見が公に示されていることから、苦情、相談等の申出者等を特定できない範囲で開示する限り、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、本件行政文書である協議議事録の開示されている部分で、反対者がいることや、反対者が警察に相談していることなどは明示されている。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部、「苦情・相談の要旨」欄の一部及び「処理結果の概要」欄について別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

カ 太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）のうち、件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一部並びに受付年月日の一部について

諮問実施機関は、太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）のうち、件名の一部、作成年月日の一部、作成者の職業、氏名及び印影、本文の一部並びに受付年月日の一部（以下「件名の一部等」という。）について、条例第7条第2号に該当する旨主張している。

これらのうち、当審査会が本件行政文書を見分したところ、件名の一部及び本文の一部は、特定の個人に関する情報ではあるが、当該記述の全てが特定の個人を識別することができるわけではないことが認められる。また、当審査会が事務局に確認させたところ、平群町におけるメガソーラー施設建設に係る地下埋設工事が予定されていること、それに対して地元で賛否両論があることは本件決定時点において、公知の事実であったことから、苦情、相談等の申出者が個人若しくは団体かを含めて特定できない範囲で開示する限り、当該申出者の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

以上のことから、太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）のうち、件名の一部及び本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第2号の不開示情報には該当しない。

また、諮問実施機関は、太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）のうち、件名の一部等について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

当該行政文書は、実施機関が受理した苦情、相談等に係り実施機関が申出者から提出を受けた文書であり、苦情、相談等の事務に係る文書であることから、条例第7条第6号に本文に該当する。

しかしながら、一般的に、工事等の反対者は、反対意思を公にすることが多く、当該工事においても様々な意見が公に示されていることから、苦情、相談等の申出者を特定できない範囲で開示すれば、今後、実施機関に対し同種の申出を行うことをちゅうちょするとは認められない。

また、本件行政文書である協議議事録の開示されている部分で、反対者がいることや、反対者が警察に相談していることなどは明示されている。

以上のことから、太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）のうち、件名の一部及び本文の一部について別表に掲げる部分については条例第7条第6号の不開示情報には該当しない。

太陽光関連の道路占用及び掘削についての〇〇〇（令和2年〇月〇日）のうち、件名の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当し、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、苦情・相談等受理処理票の「件名」欄の一部等について、別表に掲げる部分を除いた部分については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和 2年 1月 8日		
② 決定	令和 3年 1月 8日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 3年 2月 3日		
④ 諮問	令和 3年 3月 4日		
⑤ 経過	令和 3年 10月 1日	第255回審査会	審議
	令和 3年 11月 26日	第256回審査会	審議
	令和 3年 12月 24日	第257回審査会	審議
	令和 4年 3月 31日	第258回審査会	審議
	令和 4年 5月 27日	第259回審査会	審議
	令和 4年 7月 6日	第260回審査会	審議